

議案第1号	阪神間都市計画道路の変更（西宮市決定）について【付議】
議案第2号	阪神間都市計画道路の変更（兵庫県決定）について【諮問】
議案第1号 審議結果	本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出がなければ、本案を承認し都市計画決定することを承認する。
議案第2号 審議結果	本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出がなければ、本案を承認し都市計画法の手続きを進めることを承認する。
主な質問等	<p>○競馬場線の2つの廃止区間のうち、北側区間（旧国道～小曾根線）は中央に水路があり道路幅員が狭いため、また南側区間（臨港線～国道43号）はららぽーと甲子園の開業以降、道路の混雑がひどく歩道幅員も十分ではないため、歩行者・自転車が危険な状況である。</p> <p>これら現道の安全対策について、交通規制の導入も含めて検討する必要があるのではないか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>北側区間については、市の道路部局において水路の暗渠化による歩道整備が検討されているところであり、南側区間については、今回、都市計画は廃止するが、現道の安全対策については引き続き取り組んでいく考えである。</p>

議案第3号	阪神間都市計画地区計画の変更（西宮市決定）について【付議】 （浜甲子園団地地区計画）
審議結果	本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出がなければ、本案を承認し都市計画決定することを承認する。
主な質問等	○特になし

議案第4号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）について【付議】
審議結果	<p>本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出がなければ、本案を承認し都市計画決定することを承認する。</p>
主な質問等	<p>○買取り申出に対して市が買取った事例はないのか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>買取り申出に対して市が買取った事例は無いが、道路などの公共施設の整備を目的として、市が買取った事例はある。</p> <p>○買取り申出制度を活用して、保育所等の整備を行うことは考えていないか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>買取り申出から1ヶ月以内を買取りの有無を回答しなければならないことや、予算措置がなされていないことから対応は難しいと考える。しかし、既に事業を行っている所や保育所等の用地を探しているところで、買取り申出がなされたところについては、買取りを行い公共施設の整備を行うことは可能と考える。</p> <p>○当初指定から30年が経過する平成34年には多くの買取り申出が予想されるが、市の対応方針を教えて欲しい。</p> <p>【当局回答】</p> <p>当初指定から30年が経過する平成34年には多くの買取り申出が予想されるが、法令どおりに対応する予定であり、今後は公共施設の必要性や財源の確保などを研究していく。</p> <p>この問題は、大都市地域共通の法制度上の課題でもあるため、国においてしかるべき時期に一定の方向性が示されるものと考えており、引き続き国の動向を注視して参りたいと考えている。</p>

議案第 5 号	西宮市景観計画の変更について【諮問】 (津門大塚地区景観重点地区指定)
審議結果	<p>内容については次の意見を付して市長に答申を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 西宮市景観計画(案) P34 表-10 重点地区基準の夜間景観の「灯具及び支柱の色彩」の「灯具及び支柱の色彩は、彩度 2 以下、明度 4 以下の落ち着いた色彩のものを用いる」という記述について、灯具の色彩の明度を 4 以下としているが、明るいイメージの灯具に統一することも考慮し、明度の範囲を広げることが検討されたい。 2. 西宮市景観計画(案) P36 表-11 重点地区基準の「地上(建植)」の「にぎわい軸及びシンボル軸については、1 本柱及び多本柱型の形状は不可とし、板状の自立型の形状とする。」としているが、植栽帯などの緑の中への設置を前提として 1 本及び多本支柱型を認める規定を検討されたい。
主な質問や意見等	<p>○地区に具体的なまちなみのイメージを持った上で、本案を作成したのか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>土地利用が定まっていないため、具体的なイメージを持つことは不可能だが、地区計画案において規定している最低敷地面積が、2000 m²若しくは 3000 m²と大きいことから、建築物も大規模なものと想定される。よって、まちなみの調和という観点から色合いの基準を定めている。</p> <p>○広告物の景観形成指針で、デジタルサイネージを地区内で禁止しているが、都市防災上必要ではないか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>デジタルサイネージは、地域防災計画において計画的に設置していくものと認識している。本地区においては防災計画による設置予定はない。</p>

	<p>○広告物の景観形成指針で、ガラス開口部の内張り広告を禁止しているが、商業利用上遵守することは可能なのか。</p> <p>【当局回答】 景観計画の基準作成の際には、開発事業者との協議を行い、出店予定者等関係者も基準については受け入れてくれていると聞いている。</p> <p>○夜間景観に関する重点地区基準で、灯具の色彩明度 4 以下としたのは、なぜか。</p> <p>【当局回答】 昼間においても、周辺の風景に沈み込むように明度を下げよう誘導している。</p> <p>○広告物に関する重点地区基準で、建植看板のポール型や多本支柱型を禁止しているのは、なぜか。</p> <p>【当局回答】 道路沿いに看板のポールなどの足が見えるのは、騒々しい印象を与えるため、禁止している。</p>
--	---

報告第 1 号	阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）について
報告第 2 号	阪神間都市計画用と地域の変更（西宮市決定）について
報告第 3 号	阪神間都市計画高度地区の変更（西宮市決定）について
主な質問等	<p>○「区域区分の変更」について、2 地区が選定されたプロセスについて教えて欲しい。</p> <p>【当局回答】 概ね 5 年に一度定期的に見直しを行っており、今回は 7 回目の見直しになる。</p> <p>今回の「区域区分の変更」に際し、本市においても、県の見直し方針に即した、市の見直し方針を策定しており、市の見直し方針に合致した 2 地区を選定している。</p>

--	--

報告第4号	阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更（兵庫県決定）について
報告第5号	阪神間都市計画都市再開発の方針の変更（兵庫県決定）について
報告第6号	阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（兵庫県決定）について
報告第7号	阪神間都市計画防災街区整備方針の変更（兵庫県決定）について
主な質問等	<p>○「県都市計画区域マスタープラン」と「市都市計画マスタープラン」との整合性はどうなっているのか。</p> <p>【当局回答】 「県都市計画区域マスタープラン」との一定の整合は必要であると考えている。 「市都市計画マスタープラン」は、昨年度、中間見直しの必要性の検討を行い、中間見直しが必要となったため、現在、見直し作業中である。</p> <p>○住宅整備が進んでいない名塩ニュータウンを「住宅市街地の開発整備の方針」に基づく重点地区に位置づける必要があるのか。</p> <p>【当局回答】 「兵庫県住生活基本計画」に定める重点供給地域に位置づけられており、都市計画との整合を図る意味で、「住宅市街地の開発整備の方針」に基づく重点地区に位置づけている。 当地区は、既に都市基盤施設が整備されており、基本的には住宅供給が図られるべきと思うが、人口減少社会が到来する中、次の「兵庫県住生活基本計画」の見直しのタイミングなど、長い目を見たときには議論する必要があると考える。</p> <p>○本市においても、密集市街地があると思うが「防災街区整備方針」に基づく防災再開発促進地区等に位置付けないのはなぜか。</p>

	<p>【当局回答】</p> <p>建物倒壊危険度や火災延焼危険度等の指標から、災害危険度の高い密集市街地を抽出したが、震災復興事業等により密集市街地の改善が進んでおり、本市では防災再開発促進地区等に位置付ける地区はない。</p>
--	---